

## 資 料

資料Ⅰ 調査資料一式(平成15年追加調査)

資料Ⅱ 第7回調査 調査票送付先リスト(平成14年分+追加15年分)

**資料 I 調査資料一式(平成15年追加調査)**

平成15年7月

各位

厚生労働省医薬食品局食品安全部基準審査課長  
中 垣 俊 郎

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。  
食品添加物の衛生確保につきましては日ごろより格別のご配慮を頂き感謝致しております。

さて、近年食をめぐる環境は、食糧供給の海外依存度の増勢、加工食品・調理済み食品等の利用増加、喫食趣向の多様化などにより大きく変化してきております。かかる折、食品添加物の生産、流通、使用についてその状況を正確に把握することは食品衛生行政上大変重要なこととあります。

このため厚生労働省では厚生科学研究「生産量統計を基にした食品添加物の摂取量調査」分担研究班により食品添加物の製造業者等を対象に、その生産・輸入量について調査を行っております。

昨年、同研究班により指定添加物について調査を実施致しまして約70%の回収率で回答を頂き、現在整理をおこなっているところではありますが、より正確な製造・輸入量を把握するため、同研究班ではご回答を頂いていない製造・輸入業者の方々等に対して、再度調査を行うことと致しました。

つきましては、貴社におかれましては今年度の調査対象に該当いたしますので、ご多用中誠に恐縮に存じますが、本調査の趣旨をご理解いただき、是非ともご協力賜りますようお願い申し上げます。

敬具

## 指定添加物

### 出荷・実需調査について

本調査に関する守秘義務は、厚生労働省医薬食品局食品安全部基準審査課が担っており、記入される事項が、企業別に公表されることはありません。又記入表は所定の整理終了後同課が回収いたしております。

厚生労働省では、日本人の平均一日食品添加物摂取量を正しく把握することは、国民の食品衛生の確保に大変重要なことと考え、「食品添加物の一日摂取量に関する調査研究班」により、食品添加物一日摂取量調査および食品添加物生産・流通調査を行っています。

今回は第7回の調査で、前回は平成11年に平成10年度を対象に行われました。

1) 本調査の第1は、貴社で扱われている「指定添加物（食品衛生法施行規則別表第2に掲げられている添加物）」であって、食品添加物の文字が表示されて出荷されたもの及び自家使用されたもの（これらを本調査では「食品添加物原体」と表現しています）の品目・生産・販売・使用の状況及び輸入品の品目・販売・使用についての量的調査です。

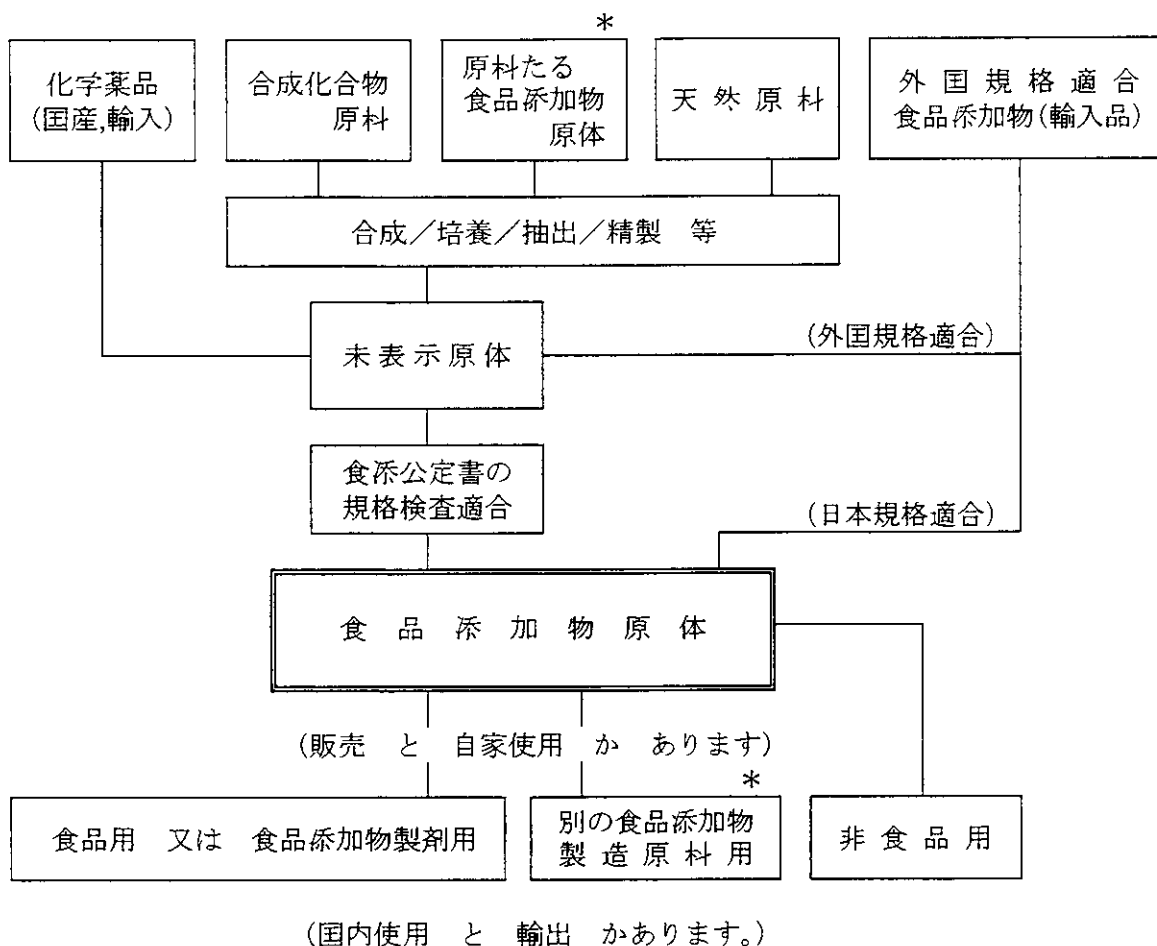
なお自家使用量（自家生産→自家使用のときには表示されないものもありますが、これを含める）には、貴社で製造された食品添加物を食品添加物製剤として販売するための原体の使用量，加工食品を製造するための使用量，さらに食品添加物を製造するための原料としての使用量が含まれます。

2) 本調査の第2は、食品添加物が日本国民にとり位摂取されているかを計算するための調査です。

食品添加物は、化粧品原料やプラスチック添加剤などの用途にも使用され、食品に添加するという本来の目的以外の使用事例がみられます。これらに使用された食品添加物の量は除く必要があります。

したがって、貴社で生産・輸入された食品添加物の量と共に純食品用（国内で実際に食品の製造、加工、保存などに使用されるもの）として使用された量も調査します。末端での使用が貴社で正確に把握できないときは、凡その数量で結構ですから、なるべく記入するようにして下さい。

3) 「指定添加物」の製造（生産）から使用までの流通は、通常、下図のように示されます。



本調査では、貴社における            で囲んだ個々の食品添加物原体の年間の生産、出荷、使用量を把握することか目的です。

貴社か他社より購入されている食品添加物原体は、その食品添加物原体を製造した企業かこの調査に回答します。

A 次のものは調査対象となります。

1 新たに作られた食品添加物

例えば、食品添加物として生産、出荷されたリン酸を使用して食品添加物のリン酸塩が製造されている場合。

2 食品添加物表示のない原料を購入して、小分けし、食品添加物として販売・使用又は食品添加物製剤に使用した場合。

3 貴社が独自に海外から直接輸入されたり、輸入商社より購入された食品添加物原体。

B 次のものは調査対象外です。

1 食添クレートであっても食品添加物の表示をせずに販売したもの。

2 購入した食品添加物原体をそのまま又は小分けして販売したもの。

3 購入した食品添加物原体を別の食品添加物の原料用に用いたもの。

例えば、A-1のリン酸。

4 非食品の目的で使用したもの。

例えば、食品添加物の塩化カルシウムが融水剤に使用されている場合。

4) 調査票は、調査票Ⅰ、Ⅱよりなっており、調査票Ⅰは貴社の製造、及び輸入の食品添加物原体の全品目に関するもので、調査票Ⅱは個々の食品添加物原体の出荷量、使用状況などに関するものです。それぞれの記入要領をご覧の上、記入してください。

5) 貴社は食品添加物原体製造の営業許可申請をされていますか、現在、貴社で「指定添加物」関連の製造に関しては、製剤のみを製造されているなど本調査の対象のものを取り扱っていない場合には、調査票Ⅰ①の上欄の「該当品なし」に○印を付け、企業名、所在地、電話番号、担当部門、記入者氏名、企業番号（宛名シール上に記入されています）を記入の上、調査票Ⅰ①のみを必ずご返送下さい。

6) この調査票は、「指定添加物」を製造または輸入しているものとして、所轄の保健所に申請されている製造所を収載した平成12年版「食品添加物製造・輸入業者名簿」によって、発送されています。したがいまして、複数の製造所をお持ちの会社には、その製造所ごとに調査票が送られています。会社としてまとめて記入の上、ご返送いたたいても結構ですが、この場合には、企業番号記入欄には、まとめられた各製造所の企業番号（宛名シール上に記入されています）も併せて記入して下さい。

本社がこの調査票を受けとられたところは、製造所の数に関係なく一括して送付していますので、この調査の対象になっている貴社の全製造所で製造・輸入されている「指定添加物」をすべてまとめて記入して返送して下さい。

7) 調査票は該当する品目の頁のみ返送していただく結構です。但し、その場合には返送される頁の上段は、各頁とも必ず記入して下さい。

8) 本調査に関するお問い合わせ先

〒103-0012 東京都中央区日本橋堀留町1-3-9 日本橋三英ビル

電話 03(3667)8311 FAX 03(3667)2860

日本食品添加物協会 気付

「食品添加物生産・実需調査研究班」 福江紀彦

9) 調査票は平成15年9月1日までに返送下さい。





企業名
所在地

電話番号 ( ) ( ) ( ) 内線 ( )
担当部門 記入者氏名

企業番号

(注) 宛名ノール上の「企業番号」を記入して下さい

該当なし
------

## 調 査 票 I ①

No	品 名	換算基準	①製造	②輸入	③使用	④購入
1 1	亜鉛塩類 (グルコン酸亜鉛)					
1 2	亜鉛塩類 (硫酸亜鉛)					
2	亜塩素酸ナトリウム	70%				
3	アノヒン酸					
4	亜硝酸ナトリウム					
5	L-アスコルヒン酸					
6	L-アスコルヒン酸ステアリン酸エステル					
7	L-アスコルヒン酸ナトリウム					
8	L-アスコルヒン酸バルミチン酸エステル					
9	L-アスパラギン酸ナトリウム					
10	アスハルテーム					
11	アセスルファミウム					
12	アセト酢酸エチル					
13	アセトフェノン					
14	アセトン					
15	アニスアルデヒド					
16	α-アミルノナムアルデヒド					
17	DL-アラニン					
18	亜硫酸ナトリウム	無水物				
19	L-アルギニンL-グルタミン酸塩					
20	アルギン酸ナトリウム					
21	アルキン酸プロヒレンクリコールエステル					
22	安臭香酸					
23	安臭香酸ナトリウム					
24	アントラニル酸メチル					
25	アンモニア					
26	イオン					
27	イオン交換樹脂					
28	イノオイケノール					
29	イノ吉草酸イソアミル					
30	イノ吉草酸エチル					
31	イノチオンアネート類					
32	イノチオンアネ酸アリル					
33	L-イノロイン					
34	5-イノニン酸二ナトリウム					
35	イマサリル					
36	イントール及びその誘導体					
37	5-ウリニル酸二ナトリウム					
38	γ-ウンデカラクトン					
39	エステルカム					
40	エステル類					
41	エチルハニリン					
42	エチレンアミン四酢酸カルニウム二ナトリウム					
43	エチレンアミン四酢酸二ナトリウム					
44	エーテル類					

No	品名	換算基準	①製造	②輸入	③使用	④購入
45	エリノンヒン酸					
46	エリノルヒン酸ナトリウム					
47	エルゴカルノフェロール					
48	塩化アンモニウム					
49	塩化カリウム					
50	塩化カルノウム	無水物				
51	塩化第二鉄					
52	塩化マクネノウム					
53	塩酸					
54	オイケノール					
55	オクタナール					
56	オクタノ酸エチル					
57	オルトフェニルフェノール					
57-2	オルトフェニルフェノールナトリウム					
58	オレイン酸ナトリウム					
59	過酸化水素					
60	過酸化ヘンノイル					
61	カセインナトリウム					
62	過硫酸アンモニウム					
63	カルボキソメチルセルロースカルノウム					
64	カルボキソメチルセルロースナトリウム					
65	$\beta$ -カロテン					
66	ギ酸イノアミル					
67	キ酸ケラニル					
68	ギ酸ントロネリル					
69	キノリトール					
70	5-クアニル酸二ナトリウム					
71	クエン酸	無水物				
72	クエン酸イノフロピル					
73	クエン酸一カリウム					
73-2	クエン酸三カリウム					
74	クエン酸カルノウム					
75	クエン酸第一鉄ナトリウム					
76	クエン酸鉄					
77	クエン酸鉄アンモニウム					
78	クエン酸三ナトリウム	無水物				
79	クリノン					
80	クリセリン					
81	クリセリン脂肪酸エステル					
82	グリセロリン酸カルノウム					
83	クリチルリチン酸二ナトリウム					
84	クルコノデルタラクトン					
85	グルコン酸					
86	グルコン酸カリウム					
87	グルコン酸カルノウム					
88	グルコン酸第一鉄					
89	グルコン酸ナトリウム					
90	L-クルタミン酸					
91	L-クルタミン酸カリウム					
92	L-クルタミン酸カルノウム					
93	L-クルタミン酸ナトリウム					
94	L-クルタミン酸マクネノウム					

企業名	電話番号 ( ) ( ) ( ) 内線 ( )	企業番号
所在地	担当部門 記入者氏名	

調査票 I ②

(注) 宛名ノール上の「企業番号」を記入して下さい

No	品名	換算基準	①製造	②輸入	③使用	④購入
95	ケイ皮酸					
96	ケイ皮酸エチル					
97	ケイ皮酸メチル					
98	ケトン類					
99	ケラニオール					
100	高度サラン粉	塩素 60%				
101	コハク酸					
102	コハク酸一ナトリウム					
103	コハク酸二ナトリウム	無水物				
104	コレカルノフェロール					
105	コントロイチン硫酸ナトリウム					
106	酢酸イノアミル					
107	酢酸エチル					
108	酢酸ケラニル					
109	酢酸シクロヘキシル					
110	酢酸ノトロネリル					
111	酢酸シナミル					
112	酢酸テルピニル					
113	酢酸ナトリウム					
114	酢酸ヒニル樹脂					
115	酢酸フェネチル					
116	酢酸フチル					
117	酢酸ヘンゾル					
118	酢酸イメンチル					
119	酢酸リナリル					
120	サッカリン					
121	サッカリンナトリウム	無水物				
122	サリチル酸メチル					
123	酸化マクネウム					
124	三酸化鉄					
125	次亜塩素酸水					
126	次亜塩素酸ナトリウム	塩素 4%				
127	次亜硫酸ナトリウム	85%				
128	シクロヘキシルプロピオン酸アリル					
129	L-ノステイン塩酸塩					
130	S-ノチノル酸二ナトリウム					
131	ノトラール					
132	ノトロネラール					
133	ノトロネロール					
134	18-ノネオール					
135	ノフェニル					
136	ノフチルヒドロキントルエン					
137	ノヘンノイルチアミン					
138	ノヘンノイルチアミン塩酸塩					
139	脂肪酸類					
140	脂肪族高級アルコール類					

NO	品名	換算基準	①製造	②輸入	③使用	④購入
141	脂肪族高級アルデヒト類					
142	脂肪族高級炭化水素類					
143	ノユウ酸					
144	臭素酸カリウム					
145	DL-酒石酸					
146	L-酒石酸					
147	DL-酒石酸水素カリウム					
148	L-酒石酸水素カリウム					
149	DL-酒石酸ナトリウム					
150	L-酒石酸ナトリウム					
151	硝酸カリウム					
152	硝酸ナトリウム					
153	食用赤色2号					
153-2	食用赤色2号アルミニウムレーキ					
154	食用赤色3号(					
154-2	食用赤色3号アルミニウムレーキ					
155	食用赤色40号					
155 2	食用赤色40号アルミニウムレーキ					
156	食用赤色102号					
157	食用赤色104号					
158	食用赤色105号					
159	食用赤色106号					
160	食用黄色4号					
160 2	食用黄色4号アルミニウムレーキ					
161	食用黄色5号					
161 2	食用黄色5号アルミニウムレーキ					
162	食用緑色3号					
162 2	食用緑色3号アルミニウムレーキ					
163	食用青色1号					
163 2	食用青色1号アルミニウムレーキ					
164	食用青色2号					
164-2	食用青色2号アルミニウムレーキ					
165	ノヨ糖脂肪酸エステル					
166	ノリコーン樹脂					
167	ノンナミルアルコール					
168	ノノナムアルデヒト					
169	水酸化カリウム *	*				
170	水酸化カルノウム					
171	水酸化ナトリウム *	*				
172	スクラロース					
173	ステアロイル乳酸カルノウム					
174	ノルヒタン脂肪酸エステル					
175	D-ノルヒトール *	*				
176	ソルヒノ酸					
177	ソルヒノ酸カリウム					
178	炭酸アンモニウム					
179	炭酸カリウム(無水)					
180	炭酸カルノウム					
181	炭酸水素アンモニウム					
182	炭酸水素ナトリウム					
183	炭酸ナトリウム					
184	炭酸マクニウム					

企業名	電話番号 ( ) ( ) ( ) 内線 ( )	企業番号
所在地	担当部門	記入者氏名

(注) 宛名ノール上の「企業番号」を記入して下さい

### 調査票 I ③

No	品名	換算基準	①製造	②輸入	③使用	④購入
185	チアヘンタノール					
186	チアミン塩酸塩					
187	チアミン硝酸塩					
188	チアミンセチル硫酸塩					
189	チアミンチオンアノ酸塩					
190	チアミンナフタレン-15-ンスルオノ酸塩					
191	チアミンラウリル硫酸塩					
192	チオエーテル類					
193	チオール類					
194	L-チアニン					
195	デカノール					
196	デカノール					
197	デカン酸エチル					
198	鉄クロロフィリンナトリウム					
199	デヒトロ酢酸ナトリウム					
200	テルピネオール					
201	テルヘン系炭化水素類					
202	デンフンクリコール酸ナトリウム					
203	デンフンリン酸エステルナトリウム					
204-1	銅塩類(グルコン酸銅)					
204-2	銅塩類(硫酸銅)					
205	銅クロロフィリンナトリウム					
206	銅クロロフィル					
207	d l- $\alpha$ -トコフェロール					
208	DL-トリプトファン					
209	L-トリプトファン					
210	DL-トレオニン					
211	L-トレオニン					
212	ナトリウムメトキント					
213	ニコチン酸					
214	ニコチン酸アミト					
215	二酸化硫黄					
216	二酸化塩素					
217	二酸化ケイ素					
218	二酸化炭素					
219	二酸化チタン					
220	乳酸					
221	乳酸カルノウム					
222	乳酸鉄					
223	乳酸ナトリウム					
224	γ-ノラクトン					
225	ノルヒキニンカリウム					
226	ノルヒキニンナトリウム					
227	ハニリン					
228	ハラオキノ安息香酸イノフチル					
229	ハラオキノ安息香酸イノフロヒル					

No	品名	換算基準	①製造	②輸入	③使用	④購入
230	ハラオキソ安息香酸エチル					
231	バラオキソ安息香酸フチル					
232	ハラオキソ安息香酸フロヒル					
233	ハラメチルアセトフェノン					
234	L-ハリソ					
235	ハソトテソ酸カルソウム					
236	ハソトテソ酸ナトリウム					
237	L-ヒソチソソソソ塩酸塩					
238	ヒソヘソチアミン					
239	ヒタミンA * 3	×				
240	ヒタミンA 脂肪酸エステル * 3	×				
241	ヒトロキソソトロネアル					
242	ヒトロキソソトロネアルソメチルアセタール					
243	ヒヘロナール					
244	ヒヘロソルフトキソト					
245	水酢酸 *	*				
246	ヒリトロキソソソソ塩酸塩					
247	ヒロ亜硫酸カリウム **	へ				
248	ヒロ亜硫酸ナトリウム **	*				
249	ヒロリソ酸四カリウム					
250	ヒロリソ酸二水素カルソウム					
251	ヒロリソ酸二水素二ナトリウム					
252	ヒロリソ酸第二鉄 *	*				
253	ヒロリソ酸四ナトリウム	無水物				
254	L-フェソルアラソソ					
255	フェソル酢酸イソアミル					
256	フェソル酢酸イソフチル					
257	フェソル酢酸エチル					
258	フェソールエーテソル類					
259	フェソール類					
260	フェロソソソソソ物					
260 1	フェロソソソソソカリウム	無水物				
260 2	フェロソソソソソカルソウム	無水物				
260-3	フェロソソソソソナトリウム	無水物				
261	フチルヒトロキソソソソ					
262	フマル酸					
263	フマル酸ソナトリウム					
264	フルフラール及びソソ誘導体					
265	フロヒオソ酸					
266	フロヒオソ酸イソアミル					
267	フロヒオソ酸エチル					
268	フロヒオソ酸カルソウム					
269	フロヒオソ酸ナトリウム					
270	フロヒオソ酸ヘソソソ					
271	フロヒレソクリコール					
272	フロヒレソクリコール脂肪酸エステル					
273	ヘキソソ酸					
274	ヘキソソ酸アリル					
275	ヘキソソ酸エチル					
276	ヘフタン酸エチル					
277	ソヘリルアルデヒト					
278	ヘソソソアルコール					
279	ヘソソアルデヒト					

企業名
所在地

電話番号 ( ) ( ) ( ) 内線 ( )
担当部門 記入者氏名

企業番号				
------	--	--	--	--

(注) 宛名ノール上の「企業番号」を記入して下さい。

### 調査票 I ④

No	品名	換算基準	①製造	②輸入	③使用	④購入
280	芳香族アルコール類					
281	芳香族アルデヒド類					
282	没食子酸フロヒル					
283	ホリアクリル酸ナトリウム					
284	ホリイノフチレン					
285	オリヒニルオリヒロリドン					
286	ホリブテン					
287	ホリリン酸カリウム					
288	ホリリン酸ナトリウム					
289	d-オルネオール					
290	マルトール					
291	D-マンニトール					
292	メタリン酸カリウム					
293	メタリン酸ナトリウム					
294	DL-メチオニン					
295	L-メチオニン					
296	N-メチルアントラニル酸メチル					
297	メチルセルロース					
298	メチルb-ナフチルケトン					
299	メチルヘスヘリジン					
300	d-メントール					
301	l-メントール					
302	モルホリン脂肪酸塩					
303	葉酸					
304	酪酸					
305	酪酸イノアミル					
306	酪酸エチル					
307	酪酸nクロヘキニル					
308	酪酸フチル					
309	ンクトン類					
310	L-リニンL-アスパラギン酸塩					
311	L-リニン塩酸塩					
312	L-リニンL-グルタミン酸塩					
313	リナロール					
314	5-リボヌクレオチトカルニウム					
315	5-リボヌクレオチトニナトリウム					
316	リボフラヒン					
317	リボフラヒン酪酸エステル					
318	リボフラヒン5-リン酸エステルナトリウム					
319	硫酸					
320	硫酸アルミニウムアンモニウム	乾燥物				
321	硫酸アルミニウムカリウム	乾燥物				
322	硫酸アンモニウム					
323	硫酸カルニウム					
324	硫酸第一鉄	乾燥物				
325	硫酸ナトリウム	無水物				
326	硫酸マクスニウム	無水物				

No	品名	換算基準	①製造	②輸入	③使用	④購入
327	DL-リンゴ酸					
328	DL-リンゴ酸ナトリウム	無水物				
329	リン酸	85%				
330	リン酸三カリウム	無水物				
331	リン酸三カルシウム					
332	リン酸水素二アンモニウム					
333	リン酸二水素アンモニウム					
334	リン酸水素二カリウム					
335	リン酸二水素カリウム					
336	リン酸一水素カルシウム	無水物				
337	リン酸二水素カルシウム	無水物				
338	リン酸水素二ナトリウム					
339	リン酸二水素ナトリウム	無水物				
340	リン酸三ナトリウム					

品名欄に\*印のある次の品目は、水溶液にも成分規格があるか、いずれも100%に換算する。

酢酸(水酢酸30%)、水酸化カリウム液、水酸化ナトリウム液、  
D-ソルビトール液、ピロリン酸第二鉄液

品名欄に\*\*印のある次の品目は、一見異なる品目のように見受けられるが、それぞれ後記する品目に換算する。

亜硫酸水素カリウム液                      ピロ亜硫酸カリウム  
 亜硫酸水素ナトリウム液                    ピロ亜硫酸ナトリウム

品名欄に\*3印のあるビタミンAおよびビタミンA脂肪酸エステルは、いずれもビタミンAパルミチン酸エステルとして換算する。



## 調査票 II 記入要領

調査票 II は、「指定添加物原体」としての出荷量および自家消費量を調査するものです。調査票 I の記入欄①製造又は②輸入に○印を付された食品添加物原体の貴社における平成13年度（原則として、平成13年4月1日～平成14年3月31日としますか、貴社の会計年度が異なるときは、平成13年4月1日を含む1年間）について、以下の調査事項にお答え下さい。

まず、「企業番号」、「企業名」、「食品添加物の番号」、「食品添加物の名称」を記入して下さい。

調査票 II は、該当する食品添加物原体毎に1枚宛使用して下さい。足りないときは、複写して記入願います。

調査票 I の一覧表で\*\*印の付された食品添加物（亜鉛塩類、銅塩類および一部のタール系の色素）には、それぞれ二つの食品添加物が含まれています。個々の食品添加物毎に1枚の調査票を使用し、「食品添加物の番号」欄には、その番号と①又は②の区分を記入し、「食品添加物の品目」欄には、個別品目を記入して、他の①製造、②輸入に○印を付された食品添加物同様に、以下の調査事項にお答え下さい。

### 調査事項 I 製造・輸入形態調べ

標題の食品添加物原体の貴社の製造、輸入、販売および使用の状況は、次の項目のとれに該当しますか。該当する番号すべてについて、調査事項 I の番号欄の下欄に○印を付して下さい。

- 1 自社で食品添加物原体として製造（国内他社より化学薬品を購入し、規格検査を行い、食品添加物原体とする場合を含む。以下同じ。）し、食品添加物として販売している。
- 2 自社で食品添加物原体として製造し、食品添加物として自社の食品製造に使用している。（自社で一旦、食品添加物製剤としてから自社の食品製造に使用する場合も含む）
- 3 自社で食品添加物原体として製造し、この食品添加物を用いて自社の別の食品添加物原体を製造、販売している。

又国内から化学薬品又は食品添加物原体を購入し、本品を用いて自社の別の

食品添加物原体を製造、販売している。

- 4 自社で食品添加物原体として製造し、食品添加物として自社の食品添加物製剤の原料として使用して、その製剤を販売している。
- 5 海外から、化学薬品または外国規格の食品添加物を輸入し、規格検査を行い、我が国の食品添加物原体として製造、販売している。
- 6 海外から、化学薬品または外国規格の食品添加物を輸入し、規格検査を行い、我が国の食品添加物原体として自社の食品製造に使用している。
- 7 海外から、化学薬品または外国規格の食品添加物を輸入し、本品を用いて、自社の別の食品添加物原体を製造、販売に使用している。
- 8 海外から、化学薬品または外国規格の食品添加物を輸入し、規格検査を行い、我が国の食品添加物原体として自社の別の食品添加物製剤の原料として使用して、その製剤を販売している。
- 9 海外から、この食品添加物原体を含む食品添加物製剤を輸入し、販売、または自社の食品製造に使用、または自社の別の食品添加物製剤の原料として使用して、その食品添加物製剤を販売している。

#### 調査事項Ⅱ 食品添加物原体としての出荷量および自家使用量調べ

標題の食品添加物原体の貴社のお荷量および自家使用量の総量は何位ですか。概数をkg単位で記入して下さい。記入にあたっては、欄外の〔注〕も読み下さい。

- 1 実需量を知りたいため、出荷量（輸出量も含む）および自家使用量の総量でお答え下さい。不明の場合は、製造量、輸入量でも構いません。
- 2 食品添加物の規格規準に適合しますか、化学薬品（「食品添加物」の表示をしないもの）として、工業用、医薬品用、化粧品用、飼料用などに出荷または自家使用された量を含めないで下さい。
- 3 調査事項Ⅱでは、食品添加物原体（「食品添加物」のラベルを貼ったもの）として、食品または食品添加物関連以外の使用（プラスチック容器用、化粧品用など）のために出荷または自家使用された量は含めて下さい。
- 4 海外から、この食品添加物原体を含む食品添加物製剤を輸入している場合には、この原体の含有量を計算し、実量を記入して下さい。
- 5 自社で食品添加物原体を製造し、他社ブランド「食品添加物」として出荷したのものについては数量に含めて下さい。
- 6 他社から食品添加物原体（「食品添加物」の表示のあるもの）として購入した数量は含めないで下さい。特に、自社の「食品添加物」のラベルに貼り替え、又は自社ブランドとして製造委託し出荷した量は含めないようご注意ください。

7 調査票Ⅰの一覧表に記載された食品添加物の中には、「第7版食品添加物公定書」の成分規格による含有濃度に幅があるものがあります。また、結晶、無水、乾燥などの状態のものもあります。したかつて、これらのものの実際に市場で流通している食品添加物原体の濃度はまちまちですので、以降の数量の記載に際しましては、原則として、下記にしたかつて下さい。

- ① 一覧表で無印のもの、および（結晶）、（無水）、（乾燥）の区別のあるものは、「第7版食品添加物公定書」の分子式、分子量、含量を基準に換算して、記入して下さい。
- ② 「第7版食品添加物公定書」に含量が明記されていないものは、そのままの数量で記入していただく結構です。
- ③ 一覧表で\*印の付されたものは、別紙の「調査票Ⅱ 記入要領 調査事項Ⅱ 別添資料」の基準に換算して、記入して下さい。

#### 調査事項Ⅲ 食品添加物原体の製造に使用した食品添加物原体調へ

標題の食品添加物原体を貴社で製造される場合、その原料として食品添加物原体を使用されたときは、その食品添加物原体の種類と使用量を記入して下さい。

#### 調査事項Ⅳ 別の食品添加物原体の製造原料としての使用調へ

貴社が製造または輸入された標記の食品添加物原体を、貴社または他社が別の食品添加物原体の製造原料として使用されている場合、その食品添加物原体の番号（調査票Ⅰの一覧表の番号）と使用者の区別を記入して下さい。

#### 調査事項Ⅴ 純食品向け食品添加物原体の出荷量および自家使用量調へ

調査事項Ⅱ の貴社の数量のうち、国内で実際に食品の製造、加工、保存などに使用されていると見込まれる概数を記入して下さい。自社の食品への使用量も含めて下さい。調査事項Ⅳの数量は含めないで下さい。記入にあたっては、欄外の〔注〕もお読み下さい。

- 1 輸出量は、差し引いて下さい。
- 2 食品向け使用とは、次亜塩素酸ソーダのように、食品の殺菌に使用したのちに5～6割が分解される場合でも、最初に使用された量を「食品への使用量」として下さい。即ち、食品に含まれたり、あるいは残留した量ではありません。
- 3 〔注2〕は、記入数量の精度に関する調査です。

調査事項Ⅵ 輸出量調べ

調査事項Ⅱの貴社の数量のうち、外国へ食品添加物として年間どれ位輸出されていますか。概数を記入して下さい。なお、製剤にして輸出されている場合には、製剤中のこの食品添加物原体の正味の量を記入して下さい。

輸出されていない場合には記入0、不明の場合には×印を付して下さい。

調査事項Ⅶ 他用途への使用調べ

貴社のこの食品添加物原体（「食品添加物」の表示をしたもの）は、食品添加物としての用途の他にどんな用途に使用されていますか。

ご承知の範囲で、該当する下記の番号をすへてについて、調査事項Ⅶの番号欄の番号を○で囲んで下さい。

食品添加物原体（「食品添加物」の表示をしたもの）として出荷されるもの以外の化学薬品については、記入しないで下さい。

- |           |           |                   |
|-----------|-----------|-------------------|
| 1 食品添加物原料 | 8 塗料      | 15 鉄鋼産業           |
| 2 医薬品     | 9 プラスチック  | 16 自動車内装部品        |
| 3 化粧品     | 10 可塑剤    | 17 その他一般化学薬品      |
| 4 農薬      | 11 接着剤    | 18 発泡剤            |
| 5 飼料      | 12 殺菌・消毒剤 | 19 融雪・融水剤         |
| 6 試薬      | 13 コム工業薬品 | 20 (用途を適宜記入して下さい) |
| 7 化成品原料   | 14 電器製品   |                   |